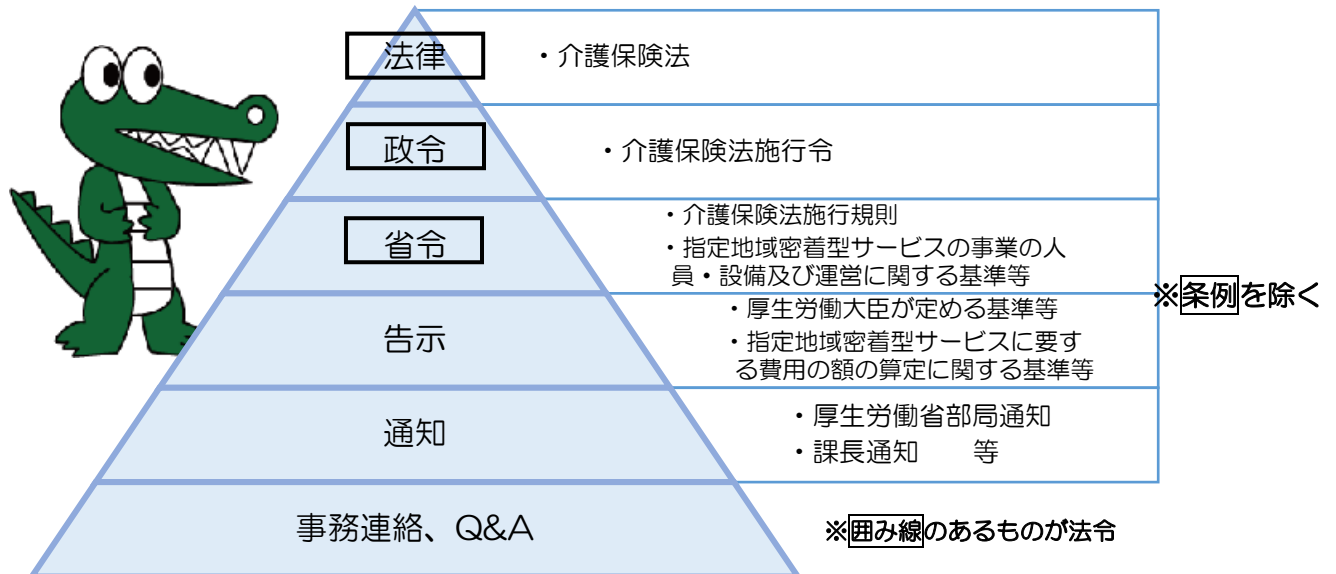


介護保険制度に係る 法令等とは？

介護保険制度に係る法令等は、法律を頂点とするピラミッドのような構造になっていて、その効力は、上位のものほど強くなります。



法律：国会の議決を経て制定され、憲法・条約は別として、法令体系の頂点にあるもの。

政令：憲法及び法律の規定を実施するためのものと、法律の委任に基づくものがあり、内閣が制定する。

省令：各省の大臣が法律または政令の施行に伴い、又は、それらの特別な委任に基づいて発する命令。

告示：公の機関が法律の規定に基づき告示を必要とする事項を規定したもので、法的拘束力がある。

通知：法令の解釈、運用、行政執行の方針に関するもの。

事務連絡：通知ほど重要性及び緊急性等はないが、命令または示達されるもの。

「介護保険最新情報」を活用して発出されることもある。

Q&A：各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別・具体的な運用方法を規定したもの。

その他、サービスの人員、設備及び運営に関する基準等について定めた条例があります。

厚生労働省から「介護保険施設等 運営指導マニュアル」が示され、今後は、運営指導において確認しないこととなる項目も生じますが、介護保険事業所として指定を受けている以上、法令等の遵守は当然の責務です。制度について自ら学んだ上で、自主点検表を活用し、サービスの質の評価を行い自ら改善を行う等、適正な運営に取り組む事業所の姿勢が求められています。

また、ケアマネジメントに関する規程や加算の算定要件について、根拠となる法令等を確認することにより、利用者およびそのご家族から信頼される業務運営にもつながります。

介護保険に関する法令等を一覧にしてご紹介しますので、今一度ご確認いただき、検索して調べる習慣づけにお役立てください。

介護保険制度法令等の階層

区分等		指定居宅サービス	指定介護予防サービス	介護予防・日常生活支援総合事業	指定居宅介護支援
法 律		介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） （※平成 26 年 6 月 25 日法律第 83 号による改正以前の介護保険法）			
政 令		介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）			
省 令	施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 38 号）			
	「運営基準」 （人員・設備・運営）	運営基準 42条1項2号 70条2項1号並び に74条1項及び2 項	運営基準 （介護予防）	運営基準 （総合事業基準 要綱）	運営基準 47条1項1号 79条2項1号 81条1項及び2項
		平成 24 年 条例第 69 号	平成 24 年 条例第 73 号	平成 29 年 豊健高第 2959 号	平成 26 年 条例第 64 号
告 示	「算定基準」 （加算等）	報酬告示（ 〇 ）	報酬告示 （密着予防）	報酬告示（施設）	
		平成 18 年 告示第 126 号	平成 18 年 告示第 128 号	平成 12 年告示第 21 号	
	厚生労働大臣 が定めるもの	報酬告示（単価・級地）平成 12 年告示第 22 号 （全部改正：平成 27 年告示第 93 号） 報酬告示（利用者基準）平成 12 年告示第 23 号 （全部改正：平成 27 年告示第 94 号） 報酬告示（基準）平成 12 年告示第 25 号 （全部改正：平成 27 年告示第 95 号） 報酬告示（施設基準）平成 12 年告示第 26 号 （全部改正：平成 27 年告示第 96 号）			
通 知	「運営基準」 の解釈通知	解釈通知（密着等）		解釈通知 （老福）	解釈通知 （老健）
		平成 18 年老計発第 0331004 号・ 老振発第 0331004 号・ 老老発第 0331017 号		平成 12 年 老企第 43 号	平成 12 年 老企第 44 号
	「算定基準」 の 留意事項通知	報酬通知（密着等）		報酬通知（短期・施設）	
		平成 18 年老計発第 0331005 号・ 老振発第 0331005 号・ 老老発第 0331018 号		平成 12 年老企第 40 号	

出典：七訂「介護支援専門員実務研修テキスト」（一般財団法人長寿社会開発センター）一部改編